

小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 規約(案)

(総 則)

第1条 この規約は、「中国地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」（平成13年10月1日付け国中整広計第25号・国中整港事第13号）第6条第2項の規定により、小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の設置及び運営に関する必要な事項を定めるものである。

(組 織)

第2条 技術検討委員会は、別紙の8名の委員をもって構成する。

2 委員会には、委員会の長（以下「委員長」という。）を置く。

3 委員長は、委員の互選によって選出し、技術検討委員会を総括する。

4 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代行する。

(技術的助言)

第3条 技術検討委員会は、小田川付替事業環境影響評価の手續に係る事項のうち、以下の事項について、環境影響評価担当事務所長（以下「事務所長」という。）の要請を受け技術的助言を行うものとする。

ア 環境影響評価方法書の作成

イ 環境影響評価の項目及び手法の選定

ウ 環境影響評価準備書の作成

エ 環境影響評価評価書（以下「評価書」という。）の作成

オ 免許等を行う者等の意見により補正した評価書の作成

カ その他環境影響評価の実施に必要な事項

なお、これ以外の事項についても、事務所長等から要請があった場合には、技術的助言を行うものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から環境影響評価法第二十七条の規定による当該事業に係る環境影響評価書の公告の日までとする。

(会議の招集)

第5条 技術検討委員会は、事務所長の要請を受け、委員長が招集する。

2 技術検討委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 技術検討委員会の事務局は、岡山河川事務所に置き、事務局長は事務所長とする。

(委員長への委任)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成23年〇月〇日から施行する。

(別紙)

小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	担当分野
うちだ かずこ 内田 和子	岡山大学大学院 社会文化科学研究科 教授	景観、人と自然との触れ合いの活動の場
おくしま ゆういち 奥島 雄一	倉敷市立自然史博物館 学芸員	陸上昆虫類
かわら おさみ 河原 長美	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	水質、底生動物、廃棄物等
ささおか えいじ 笹岡 英司	元岡山大学大学院 環境学研究科 教授	大気質、騒音、振動
さとう くにやす 佐藤 國康	元川崎医科大学 教授	哺乳類、爬虫類、両生類、魚類
にしがき まこと 西垣 誠	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	地下水、地形及び地質、地盤沈下
はだ よしお 波田 善夫	岡山理科大学 学長	植物
まるやま けんじ 丸山 健司	日本野鳥の会 岡山県支部 支部長	鳥類

(敬称略 五十音順)

小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 公開規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の議事内容について、公開の方法を定めるものである。

（技術検討委員会開催の周知）

第2条 技術検討委員会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

（技術検討委員会の公開）

第3条 技術検討委員会は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。

- 2 技術検討委員会で委員に配布される資料は、原則公開とするが、貴重な生物種の存在状況を示す資料などについては、種の保存・生息環境の保護の観点から委員の合意を得て非公開とする。
- 3 技術検討委員会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。なお、貴重な生物種の存在状況を示す部分などについては、種の保存・生息環境の保護の観点から委員の合意を得て非公開とする。

（その他）

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、技術検討委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規定は平成23年〇月〇日から施行する。

小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会 傍聴規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、小田川付替事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に必要な事項について定めるものである。

（受付）

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

（入室）

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という。）の会場への入室は、技術検討委員会の開始予定時刻の10分前とし、技術検討委員会開始後の入退室は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

（技術検討委員会の傍聴）

第4条 第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 技術検討委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。
- ② 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑥ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑦ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧ 前項のほか技術検討委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（退室等の措置）

第5条 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に技術検討委員会会場より退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

（その他）

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、技術検討委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規定は平成23年〇月〇日から施行する。